○農林水産省令第三十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十四年度における麦に係る生産面積への換算の特例）

第十二条　平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十三年度において麦に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。）の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十二年産の麦の生産量を、同年産の麦に関し附則第十二条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　告示第四号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）第二号の規定に基づき、平成二十四年二月二十二日内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、告示第一号（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

表群馬県の項中「桐生市　渋川市」を「前橋市　高崎市　桐生市　伊勢崎市　太田市　沼田市　館林市　渋川市　藤岡市　富岡市　安中市　みどり市　北群馬郡榛東村　同郡吉岡町　多野郡上野村　同郡神流町　甘楽郡下仁田町　同郡南牧村　同郡甘楽町　吾妻郡中之条町　同郡長野原町　同郡嬬恋村　同郡草津町　同郡高山村　同郡東吾妻町　利根郡片品村　同郡川場村　同郡昭和村　同郡みなかみ町　佐波郡玉村町　邑楽郡板倉町　同郡明和町　同郡千代田町　同郡大泉町　同郡邑楽町」に改め、同表千葉県の項中「勝浦市」を「木更津市　勝浦市　市原市」に、「八街市」を「八街市　白井市」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
六三〇	立石　佳朗	二四、五、八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一九七	久野　峯一	二四、五、八	本人からの申請
二九一四	岡田　典之	二四、五、八	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二四六七	大徳　太郎	四五九一	二四、四、一〇

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四一六八	二四、五、一一	小山　武仁
四一六九	二四、五、一一	佐瀬　俊道
四一七〇	二四、五、一一	宮原　忠孝
四一七一	二四、五、一一	藤田　豊
四一七二	二四、五、一一	新井　美衣
四一七三	二四、五、一一	永村　一泰

○法務省告示第二百十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年五月二十九日　法務大臣　小川　敏夫

住所　福岡市西区小戸５丁目７番２―11号
ハムディ・モハメド・エッサイド・ファラグ
昭和40年４月24日生

サマー・エルサイド・イブラヒム・アボーエルアッバス　昭和48年４月25日生

ホマム・ハムディ・モハメド・エッサイド・ファラグ　平成10年１月14日生

アブドアッラハマン・ハムディ・モハメド・エッサイド・ファラグ　平成11年８月10日生

ファティマ・ハムディ・モハメド・エッサイド・ファラグ　平成14年１月28日生

住所　東京都台東区寿２丁目９番16―208号
張銘仁　昭和37年９月16日生

住所　神戸市中央区八雲通４丁目５番７号
陳梅雲　昭和57年３月４日生

住所　香川県高松市木太町3835番地１
[redacted]美羅　昭和56年11月27日生

住所　愛知県碧南市札木町４丁目７番地
崔海英　昭和55年５月７日生

住所　福岡県春日市春日原北町４丁目４番地２
劉岩　昭和59年８月１日生

住所　福岡市博多区吉[redacted]６丁目10番24―202号
[redacted]艶花　昭和47年８月30日生

住所　岐阜県山県市高富112番地３
張緑紅　昭和46年７月23日生

住所　千葉市中央区星久喜町931番地２
朱暁恩　昭和54年２月14日生

住所　千葉県市川市塩高２丁目11番８―403号
馬克欣　昭和57年６月13日生

住所　山梨県甲府市下河原町３番52―101号
王暁紅　昭和46年11月20日生

尚晨　平成６年12月25日生

住所　千葉市美浜区幸町２丁目15番11―407号
韓智　昭和46年11月27日生

邱静　昭和52年２月18日生

住所　大阪府東大阪市下小阪１丁目７番４号
周海音　昭和52年６月11日生